

## 第31回

### 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室(新館5階)

3. 出席委員(12人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(7人)

	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	9番	三苫幹治
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一

5. 議事日程

議事

議案第264号	農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
議案第265号	非農地証明願について
議案第266号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第267号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第268号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第269号	農地改良届出について
議案第270号	糸島市住宅に付属する農地指定申請について
議案第271号	農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業:利用権設定)

- 議案第272号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について  
議案第273号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）  
議案第274号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の買入れ協議に係る要請について

6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせんてん未届について（報告）
- 2) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 3) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（8月認定分の資料）
- 4) 今後の予定について
- 5) その他

7. 農業委員会事務局職員

農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

今回また、4回目ですかね、緊急事態宣言ということで、農業委員会も人数を減らしてやることになっております。

糸島のほうも、おとといの段階で1,080何人かということで、身近な人もコロナにかかった人が結構増えております。十分注意してもらいたいと思っております。

それと、先月の総会のときに、ちょっと恵みの雨と言ったところが、それ以後ずっと雨が続きまして、至るところで水害がっております。福岡県としても県内のほうがかなり、大豆とかいろんな部分が水没して枯れるというふうな事態になっております。今後とも、また現在も今、台風14号が接近しておりますので、十分注意しながらやっていってほしいと思っております。

それでは、ただいまより第31回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、コロナウイルス感染症対策として人数制限を行い、総会の開催となっております。

本日は12名で人数制限をいたしております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在12名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。磯部委員と宗委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第264号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員の指名並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

今回、緊急事態宣言期間中につきましては、あっせんの申出等はまとめて行うということでしてございましたけれども、こちら緊急事態宣言となる

部分の前に受け付けた分で、どうしてもちょっと取下げがきかなかったという案件でございます。

それでは、あっせんの申出の内容のほうを説明いたします。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、4件でございます。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、あっせん推進委員さんとあっせん農業委員さんを指名いたします。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、候補者をチェックしてください。

(休 憩)

議 長

候補者の発表をお願いいたします。

農業委員

報告させていただきます。

**【候補者名読み上げ】**

議 長

それでは事務局、もう一度確認をお願いいたします。

事務局

**【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長 あっせん推進委員さんにも次のときまでに連絡をよろしくお願いいたします。  
ます。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。  
議案第265号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、まず1番を事務局、報告をお願いいたします。

事務局 受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の15ページのほうに地図を載せております。あわせて現地調査資料でございますけれども、こちらの1ページと2ページに資料、写真等をつけておりますので御覧ください。

現地調査のほうの報告でございますけれども、現地につきましては倉庫の敷地として20年以上使用されていると認められたため、非農地であるという意見で取りまとめを行っております。

なお、この土地につきましては、平成27年の2月に一度非農地証明願のほう出されておって、承認されておったわけでございますが、ちょっと紛失ということも聞いております。1番については以上でございます。

議 長 続けて2番も事務局のほうよりお願いします。

事務局 受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審議結果でございますが、まず農地の所在でございますけれども、議案書の17ページに位置図のほうをつけております。現地調査資料につきましては3ページと4ページに写真等をつけております。一緒に御覧いただければと思います。

現地につきましては、いずれも道路敷地ということで20年以上経過しておることが認められましたので、非農地であるという意見で取り

まとめが終わっております。以上でございます。

議 長                    それでは、3番をお願いします。

農業委員                受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地の結果ですけど、議案書の19ページと20ページをお願いいたします。別冊説明資料の5ページと6ページもお願いします。

現地は耕作されている田に囲まれており、周囲の農地と一体的に利用されていると認め、非農地であるとは認められないという意見で取りまとめました。以上、報告します。

議 長                    ありがとうございました。  
続きまして、4番をお願いします。

農業委員                受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

21ページと22ページの地図をお願いしたいと思いますし、現地調査説明資料の7ページと8ページを見ていただきたいというふうに思います。

現地は竹林化しております、農地への復元が困難であるということで、非農地であるということで取りまとめをいたしております。以上です。

議 長                    それでは、5番をお願いします。

職務代理者              受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の23ページと24ページと現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

昨年12月10日総会で車や冷蔵庫、ソファ等があったということで、撤去した後に審議をするとしていました。1月の総会で取下げの報告があつております。現地は大部分が竹林化しており、農地への復元が困難

であると認められることから、非農地であるという意見でまとめました。

続きまして、受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審査結果といたしまして、議案書の25ページと26ページの地図と現地調査説明資料の11ページ、12ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、一部植林もしてありましたけど、それよりはるかに大きい雑木が茂っておりました。ということで、農地への復元が困難であると認められたため、非農地であるという意見でまとめました。以上です。

議 長

続きまして、7番をお願いします。

農業委員

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

8月30日に現地調査を行いました。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審査結果は、議案書の27ページと28ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の13ページと14ページもお願いいたします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめました。以上、報告します。

議 長

それでは、8番を事務局、お願いします。

事務局

受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の29ページのほうに地図のほうをつけておりますのと、現地調査資料の15、16ページのほうを御覧いただければと思っております。

現地は住宅の敷地として20年以上使用されていると認められたことから、非農地であるという意見で取りまとめを終わっております。以上でございます。

議 長

以上、報告が終わりました。

3番につきましては、周囲の農地と一体化利用しているということで非認定相当という結果が出ております。

これも含めて、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員

5番の分ですが、12月に見に行ったときに、すごい不法投棄ありました、あのごみ、この写真を見たらいいんですけど、きれいに片づけてあったんですか。そこが、どのくらい片づけてあったのかちょっと。

職務代理者

産廃の捨ててあったところはきれいに片づけてあって、重機できれいにならしてありました。そいけん、そこは非農地じゃないんじゃないかなというような部分でしたけれども、本当に一部やったけん、全体を非農地と出したんですけど、その部分はこういうふうきれいに片づけてありました。

議 長

これをのけたら非農地として認めますよと言っていましたので、のけてきれいになったんですけども、もう非農地として認めましょうということで非農地としております。

ほかに何か。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

まず、3番の非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、3番を除いた1、2、4、5、6、7、8番につきましては、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。



事務局

議案書の32ページをお願いいたします。

議案第266号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、農地法第3条の許可申請についてということで、番号1番を事務局、お願いします。

事務局

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長

それでは、2番、3番を私が報告いたします。  
番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、4番をお願いします。

農業委員

受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長

続きまして、5番を事務局、お願いします。

事務局

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長

続きまして、6番をお願いいたします。

農業委員

受付番号6番。この案件は、8月の総会のときの継続審議の案件です。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、7番、8番を事務局、お願いします。

事務局

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、9番をお願いします。

農業委員

受付番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、10番をお願いします。

農業委員

受付番号10番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

それでは、まず5番につきまして、第2調査部会で面談を行っております。面談結果を報告をお願いします。

調査部会長

令和3年9月3日に第2調査部会で面談を行いましたので、報告いたします。

議案書の101ページから資料をつけておりますので、御覧ください。

申請人は現在67歳で、福岡市に住んでいます。農地取得の3条申請がありましたので、営農面談を行いました。

以前から福岡市のほうにお米を作っていた、また、別のところでもサツマイモを作っていたということを聞き取りましたので、農業経験はあるようです。今回糸島の住宅を購入した際に、畑も作りたいたいと思い、申請に至ったとのことでした。

営農としては、日当たりがいい土地ではないので、ショウガをメインに作付したいとのことでした。耕作においては、以前、自然農塾に通ったこともあり、手植え、手刈りで計画している、草刈り機は持っているのですが、境界付近の草刈りはしますとおっしゃっておられました。住宅のリフォームを行い、年内に引っ越してきたとのこと、作付の開始は来年の春頃か

らされるそうです。

第2調査部会としましては、農業経験もありますし、神社などの地域の行事にも参加したいとおっしゃっていましたので、楽しみながら農地を荒らさないように頑張ってくださいと声をかけています。以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

それから、番号6番については継続審議でしたので、事務局、あれからの聞き取り調査などの報告をお願いします。

事務局

先月の総会で御質問等ありまして、営農の状況とか、ちょっと実態が分からないからというような話が出まして、聞き取りということをさせていただいております。

この中でも、申請書にも記載がありました農業機械についてはリースですとかいう部分も記載がありましたので、ちょっと事務局のほうから何項目か聞き取りをしております。

この中で、まず農業経営のメインの作物は何でしょうかという部分につきましては、水稻であれば出荷名義人とかなっていますかというところを聞きまして、自給の部分、自家消費という意味だろと思いますが、水稻の作付がメインですと、ほかに野菜も作りますというところと、出荷名義人ではないですというのを聞き取りしております。

機械のリースというところが申請書に記載がありましたので、どういう意味でしょうかというところを聞きますと、収穫とか田植の時期だけお金を払って機械を借りておるからリースというところで所有しているものではないというところは聞き取っております。

農業従事者のほうが御本人とその配偶者というお二人の記載がありましたので、年間の従事日数はどのくらいですかというところをお尋ねしまして、また繁忙期のときには別の雇用計画とかがありますかいなというところを聞いたところ、農業従事者は配偶者の2人で、2人とも従事日数は250日というお答えが返ってきております。こちら自宅の付近に農地がございますので、そういう見回り等も含めたところで250日だということだろろと思います。

繁忙期につきましては、収穫期になりましようけれども、社員とかに加勢してもらっておるんだというところでもございました。

それと併せまして、最後に農業経営する中で収入は必要と考えていますけれども、全部自家消費というわけにいかんでしょうと、8反ほど経営地になりますから、どういうふうな収入があるんでしょうかというところをお尋ねしますと、会社の従業員とか、協力事業者とか、顧客等に販売を行っておりますということで回答が行っておりまして、出荷といっても、自

分の経営する会社の従業員とか、協力した事業所とか顧客等に販売を行って収入としておりますという以上の内容でございました。

以上、聞き取った内容でございます。以上でございます。

議 長

それでは、5番、6番を含めまして、全部を通しまして何か質問、意見ありましたらお願いします。

なかったら採決に移りますが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決の前に審査表の説明をお願いします。事務局。

事務局

農地法3条の許可申請につきましては、31ページに審査表というのを付けております。こちら7つの項目がございますが、こちらに1つでも「はい」がつけば許可できないということにはなってくるものでございます。

受付番号5番につきましては50アールに経営面積が達しないというところに「はい」というところがついておりますが、こちらにつきましては住宅に附属する農地の指定を受けた農地の取得ということで、1平米以上の経営面積があればということで農業委員会独自で決めておる特例といえますか、こちらのほうに該当してきますので、こちらのほうはクリアしているというものでございます。ほか、9件につきましては全て「いいえ」に該当しておりますので、書類の審査上等はクリアするものというものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、3条につきまして、採決に入ります。

許可と判断されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

約1時間たちますので、ここでちょっと休憩を取りたいと思います。2時40分から開始したいと思います。

(休 憩)

議 長

事務局。

事務局

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第267号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、4条につきまして、第2調査部会の総意により現地報告並びに調査部会の審議結果の報告をお願いします。

調査部会長

議案書の37ページをお願いします。

議案第267号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」報告します。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

審議結果。議案書の38ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明書資料の17ページと18ページもお願いします。

申請地は不耕作でした。ただ、この辺一带は水がはけない悪い状況で、耕作はしにくいのかなと感じました。農地区分は農用区域内の農地ですが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となるような意見もなく、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の42ページをお願いします。別冊の現地調査説明資料の19ページと20ページをお願いします。

今回、貸駐車場で申請されています。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がありませんので、問題はありません。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見が出ていませんし、周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しています。以上、報告します。

議長

ただいま報告がありました4条につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

その前に、審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局

農地法第4条許可申請につきましては、こちら36ページに記載しております一般基準と37ページに記載しております立地基準により許可の可否を審議していただくこととなります。

まず、一般基準でございますが、この項目につきましては「適当である」とか「該当がない」「作付計画等がある」という部分が確認できましたので、問題はないということで考えております。

立地基準につきましては、受付番号1番につきましては農地区域内の農地ということでございますけれども、一時的な転用行為ということで不許可の例外に該当するものでございますので、問題がないという部分でございます。2番につきましては、農地の広がりがない農地ということで、10ヘクタール広がらない第2種農地という扱いになります。こちらにつきましては、転用の代替地がない場合は許可ができるという農地区分でございますので、立地基準、一般基準につきましてもクリアするものということが言えます。以上でございます。

議 長

それでは、農地法第4条につきまして、採決をいたします。

許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第268号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

第5条につきましても、調査部会のほうより報告をお願いします。

調査部会長

議案第268号、受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の49ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページもお願いします。

昨年の12月22日に農振除外告示となった案件です。ただ、除外告示は申請地北側の一部を含めてしておりますが、申請されておられません。今回の申請敷地内で計画したいということを申請人に確認しています。このことについては、全体見直しの際、農用地に編入するということを農振担当者から聞いております。農地区分は第1種農地と第3種農地であります。公益性の高い事業ということで、第1種農地の場合でも不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、都市計画法の開発許可が必要な案件であり、関係協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の56ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料23ページから24ページをお願いします。

今回の切土による農地改良ということで申請されています。現地は不耕作の状態でした。農地区分は農用区域内の農地ですが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の61ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の25ページと26ページもお願いします。

4月総会で農地改良の申請されていたすぐ隣になります。相続登記が遅れたため、今月の審議となっております。農地区分は第1種農地ですが、農地改良工事に伴う一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課からは特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の66ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の27ページと28ページもお願いします。

農地区分は第3種農地であり、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

最後になりますが、受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の72ページをお願いします。別冊の現地調査の説明資料の29ページと30ページもお願いします。

荒廃した農地の状態でした。今年の5月21日に農振除外告示となった案件です。また、平成30年の6月に同じ申請人がグラウンド施設への転用許可を受けた北側となります。農地区分、第2種農地であり、ほかに転用の代替地がありませんので問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告します。

議 長

ただいま報告がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いします。

職務代理者

まず、2番、3番の部分ですね、これだけ狭い部分で3年間の工期が要るとかいなということと、切土に作るんですけども、作付されるとかなというふうなことですね、それと一番最後のグラウンドの部分ですけど、委員会の前にも1町何ほかグラウンドを作っておって、それだけ農地が要るのかなと思うんですけど。

議 長

分かれば。

事務局

今、2番、3番につきましては、ちょっと転用申請としては3年という内容で出ております。切土のほうもかかるのかということですけども、許可申請には令和6年9月30日までに完了したいという内容が出ております。申請としては3年ということでございます。こちらについて、意見として短くできるという部分の意見を付すことは可能かと思うんですけども、申請としては3年で上がっておるとい状況でございます。

最後の受付番号5番につきましては、こちら転用申請の目的としてはグ



ラウンドという表記しかなかったわけでございますけれども、議案書のほうの計画としましては、75ページがよろしいかと思うんですけれども、こちらに現況図の下に配置計画・排水計画ということでつけております。実際は、今回調査部会のほうの意見にもございましたとおり、30年の6月に、この申請地の南側に野球場ないしソフトボール場という形でこういうグラウンドのほうを整備されておる状況で、現地調査のほうについてもきちっと管理されておった状況でございます。こちらの北側と東側2筆が申請地となるわけでございますけれども、配置計画としまして駐車場とかウォーミングアップゾーンということでちょっと書いておりますが、野球、ソフトボール等の大会中に試合を待機するチームがそれぞれ準備運動やキャッチボール、素振り等を行うため20メートル幅の平たんスペースが必要となるというところで、こちらウォーミングアップ場であるとか競技参加者の駐車場というところで今回計画が上がっておるという内容でございますので、こちら必要最小限なのかという部分の意見も上げますが、申請人としては、こういう計画で転用したいんだという内容で申請が上がっております。以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。

職務代理人

グラウンドじゃなくて、駐車場とテニスコートという部分ですから、グラウンドじゃなくて、そういう部分で申請を上げとかないかんと思うんです。

事務局

そうですね。この部分、また県のほうからも言ってくるかと思うんですけれども、許可申請自体は転用の目的ということでグラウンドしか上がっておりませんので、グラウンドということで議案書のほうも掲載させていただいておりますが、今回、今説明した内容のとおり、転用目的のほう申請人のほうに、実際にする部分についてはウォーミングアップ場であるとか計画書に記載されてあるテニスコート等というのが書いてありますので、こういう内容で申請書の目的内容、転用目的のほうを変更してはどうかというところを打診して考えております。ただ、今回は申請書に基づく転用目的のため、こういう議案書のほうには掲載させておりますが、今のような内容で申請書の変更を求めたいと思います。以上です。

職務代理人

じゃあ、既存のグラウンドはもうきれいに整備されているということ。

事務局

調査部会のほうで見に行ったわけでございますが、グラウンドのほうはきれいに整備されておって、もう内野の部分については草が入っておらん状況、ちょうど行ったときにはそういうチームはいませんでした、き

れいに管理はされておりました。

議 長

ということで、申請人のほうには駐車場ですということ、ちょっと転用の目的を少し変えて申請をするというふうにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2番、3番はよかったですね。

これが、横に写真にも載っております、横に前に申請したやつがあって、それがもう少しかかります。そしてその上、2番の切土をしたやつを上を持っていくのではというふうに推察しております。それで3年という期間を取っているのではないかと判断しています。

よろしいですかね。

ほかになかった。

農業委員

これは、盛土とかは、要するにグラウンドはもう整備されていたんでしょ、現況。

議 長

今からです。

農業委員

今から。そうしたら、盛土とかのどれぐらいとか、そういうのはちょっと私図面で確認できんけど、農林水産課からも詳細が不明なため、別途協議をお願いしたいということと、生活環境課も3,000平米以上の土地の形質の変更をする場合はということで意見が出ておるけど、農林水産課は詳細は今からきちっと説明されるんだろうと思います。生活環境課のほうもちゃんと対応されるんだろうとは思っていますけど、盛土とかはされないのかなと思って、下は老人ホームとかたくさんありますので、そういう土砂崩れ、膨大な敷地ですので。大体の計画、切り盛りの状況は確認されているんですかね。

議 長

ちょっとその辺が出ていませんで、この5番については継続審議という形に持っていきたいと思います。これが切土で平たんにするのか、また盛土をするのかというのがちょっと今度の申請には出ておりませんで、それをはっきりさせんとちょっと審議が難しいのではと。

事務局

すみません、こちら県のほうからも断面図という部分は指摘が出ておる状況でございます。

現地の方につきましたは、このグラウンドからやっぱり5メートルぐらい北側が下がっているんですね。北側と東側の部分が下がっているんで、現地の方のままの土地利用というところも考えられてはおるんですけども、今おっしゃったように、計画断面図というのが出ておらんとい

う状況でございますので、ちょっとこちらのほうも受けた段階でその指摘ができていない状況でございますが、やはりどのくらいの切土、盛土という部分も審議する上で重要なポイントかと思えます。

議 長

ということでしたと思います。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

では、なかったら採決に移りますが、その前に審査表の説明をお願いします。事務局。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきましては、36ページに記載しております一般基準と今回上がっております47ページの立地基準に基づきまして可否のほうを判断していくわけでございますけれども、こちら36ページの一般基準につきましては、「適当である」という部分、ただ、こちら今出ました5条の5番につきましては計画的な部分、周辺地の営農条件等という部分については、御指摘がありました断面図の部分が確認できない部分もございますので、確認できておらんという部分でありますので、ちょっと一般基準につきましてははっきり言えません。ほかの1番から4番につきましては「適当である」とか「作付計画である」「該当しないものがある」というところで許可相当と言えるものでございます。5番につきましては、確認ができておりませんので、一般基準についてもちょっと確認が必要ということでお答えいたします。

立地基準につきましては、1番につきましては、こちら第3種農地と第1種農地というところでございます。

2番でございますが、こちら周辺地に広がりがないというところで第2種農地と同様の扱いになりますので、こちら転用の代替地がない場合は相当するということでございます。

3番につきましても、第1種農地ということでございますが、これも一時的な転用行為ということでございますので、不許可の例外に該当するものでございます。

4番につきましては、こちらは駅から300メートル以内の区域ということで第3種農地、原則許可できるところというところでございます。

5番につきましては、こちら山間地域の部分で農地の広がりがもうございませんので、転用の代替地、今回30年の6月の北側にまた同じような関連施設というところでございますので、ほかに転用の代替地もないだろうというところを考慮しますと、こちら立地基準上はクリアするものかと思えます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に入ります。

5番を除いた1、2、3、4番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

5番につきましては、ちょっと継続審議ということにしたいと思いますが、継続審議でいいという方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、5番につきましては継続審議といたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の76ページをお願いいたします。

議案第269号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農地改良につきまして2件出ております。これも調査部会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の77ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の31ページと32ページもお願いします。

第2調査部会としては、作物の作付に必要な改良行為であり、受理相当と判断しています。

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の82ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の

33ページと34ページもお願いします。

現地確認を行ったところ、一部着手されており、始末書を添付した上での届出となっています。また、搬入した土の半分以上は石が交じっており、不適切な土であるため撤去するように申請人に連絡しています。

第2調査部会としては、作物の作付に必要な改良行為であり、受理相当だと判断しています。ただ、現状の土の撤去指導を含め、地元委員の監督をお願いします。以上、報告します。

議 長

ただいま農地改良届について説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。事務局。

事務局

受付番号2番の分につきまして、調査部会のほうからも出ておりました土砂、半分程度大きな石が入っておったりしておるので、この土は使えんばいというところで連絡がありましたので、申請人のほうに連絡を取った内容についてちょっとお話しさせていただきます。

一応、大きな石関係につきましては撤去をしますと、土砂が流れないように道路際にちょっとはめ込んでいきたいんだという部分はおっしゃってありました。この部分で、土の部分について、搬入先のほうからもそういう話はちょっと聞いておりましたので、そういうような石とかコンクリ殻のようなものもありましたけど、不要なものはもう中に埋め込まないという話は聞いております。うちの結果が出た後、そういう作業に入りたいという部分は伺っておる内容でございます。

あわせて地元委員のほうから、こういう改良行為をやっておるからストップをかけたという経過もございました。

また、申請地の入り口のところに砂利があった部分につきましては、その部分についてはそこから車のほうの出入りを考えておりますのでというところを聞いておる状況でございます。

以上、申請人の聞き取りといたしますか、伝えた状況のほうをちょっと付け加えて報告いたします。以上でございます。

議 長

質問、意見はないでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

受理相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
それでは、監督委員を指名いたします。

**【監督委員を指名】**

以上です。

議 長

次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の87ページをお願いいたします。

議案第270号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願いいたします。

議案第270号のこの案件につきましては、今回2件ございます。内容につきましては87ページの分と、91ページに受付番号2番ということで、非常に見づらくなっておりますが、案件としては2件ございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、住宅に付属する農地指定ということで、調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

議案書の88ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の35ページと36ページもお願いします。

第2調査部会としては、ネギが全面に作付されていた1筆は、遊休農地ではなく指定は不相当と、遊休農地となっていた残りの1筆は取扱い基準に合致しているため、指定相当の判断としています。

続きまして、議案書の91ページをお願いします。

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

92ページの地図をお願いします。別冊の現地説明資料の37ページと38ページもお願いします。

第2調査部会としては、現地は遊休農地となっており、取扱い基準に合致しているため、指定相当と判断しております。以上、報告します。

議 長

ただいま2件の報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

受付番号1番につきましては、1筆は全部ネギが植わっておりまして、ここは遊休農地ではないというふうに判断しておりますということです。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決の前に審査表の説明をお願いいたします。

事務局

すみません、まず、こちら住宅に附属する農地の指定申請ということで、まず受付番号1番につきまして、審査表につきましては議案書の86ページに載せております。この内容でちょっと説明していきます。

住宅に附属する農地指定の要件としまして、(1)番から(7)番まで7項目あるわけですが、まず、この受付番号1番につきましては、住宅の建物、土地につきまして、農地の所有と同一であることを確認しております。かつ、土地の登記事項を見ますと、所有権移転登記に必要な権利設定もされておられませんし、土地に関して、農地に関しての利用権設定はなされていない土地でございました。

原則として住宅地と同じ、同一の農地かということで、地図にも示しておるとおり、同じ大字内でございます。面積としては20アール以内というところで内規で設けてあるところでございますが、こちら両方とも該当しておるといことで、(1)番から(5)番につきましては適当ということでございます。(6)番につきまして、調査部会の報告もございましたとおり、1筆につきましては全面にネギが植わっておったというところで、農地の全部、また一部が遊休農地であるという部分については該当してこない、不適だという報告が上がっております。もう1筆につきましては遊休地化しておるといことで適当だという報告でございます。

(7)番につきまして、権利移動に伴い、権利移動させることが適当な農地であるという部分につきましては、今回、申請人のほうが他県ということですので、管理上は適当であるという意見もいただいております。

続きまして、受付番号2番でございますけれども、審査表としては90ページに載せております。(1)番から(7)番につきましては、こちらは農地の所有者と、すぐ隣にございます住宅でございますが、住宅並びに農地についての所有者が同一であることを確認しております。また、権利移転に支障となる地上権とか、仮登記であるとかという部分についての権利設定もなされていない土地でございました。あわせて利用権設定もなされていない土地でございます。もう住宅地の隣ということで、同一大字内ということでございます。面積につきましても55平米ということで、2

0アール以内ということで適当であるというところでございます。(6)番につきましても、現地調査の結果遊休農地ということを確認しておりますので、適当ということでございます。(7)番につきまして、こちらも情報としましては既に売却手続中だと、住宅については手続中ということは聞いておりますが、こちらは適当な土地であるという意見をいただいております。

以上、審査表、86ページ、90ページでございますが、こちらの内容を基に御審議をお願いしたいかと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、採決に移ります。

まず、受付番号1番の1筆につきましては、指定相当という方、と思われる方の挙手をお願いしたい。

(全員挙手)

議 長

それでは、もう1筆につきましては、指定相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

受付番号2番につきましては、指定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の94ページをお願いいたします。

議案第271号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業：利用権設定)」御審議をお願いいたします。

こちらにつきましては、別紙のほうで準備しておりますので、御準備のほうをお願いいたします。

それでは、内容のほうを説明いたします。



議 長

では、お願いいたします。

事務局

お疲れさまです。

議案第271号につきまして御説明させていただきます。

議案第271号、糸島市農用地利用集積計画について御説明いたします。

今回提案いたします農用地利用集積計画は、今年の第1回公募にて募集しました農地中間管理機構への貸付申出分のうち、担い手への転貸が見込まれるものの集積計画でございます。

すみません、先に訂正がございますので、お伝えします。11ページの24番の分は取下げの連絡をもらいましたので、この分について消していただきますよう、すみませんが、お願いいたします。

その分を減らした、先ほど総会が始まる前にお配りした紙は、表紙の裏の集積内訳の数字も変わりましたので、それを反映させたものでお配りしております。すみませんが、対応をお願いいたします。

続いて、説明いたします。

貸付開始日は令和3年の11月16日から、合計で373筆、62万8,000.37平米となっております。これらの配分案につきましては次の議案で御説明いたしますが、この集積計画が決定されますと、農地中間管理事業での集積累計は約233ヘクタールとなります。この農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。以上よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。農業経営強化法に対する質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入ります。

利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の95ページをお願いいたします。

議案第272号「農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

こちらも別紙にはなっております。

なお、こちら議案第271号、ただいま承認を受けました内容での配分計画案でございます。よろしくをお願いいたします。

内容のほう、事務局のほうで行います。

事務局

引き続き御説明いたします。

議案第272号について説明させていただきます。

議案第272号、農用地利用配分計画（案）について御説明いたします。

この配分計画案は、先ほどの議案で集積が決定された約62.8ヘクタールの農地について、福岡県農業振興推進機構が転貸先の決定を行う際に必要となるものです。先ほどの集積計画も24番を消しましたが、こちらと同じく11ページの24番の部分は取下げの連絡をもらいましたので、同様に消していただきますようお願いいたします。

先ほどの集積計画と同じく、配分の内訳を総会前にお配りしたものに差し替えていただきますようお願いいたします。

説明に戻ります。

内容としましては、地域の担い手54名に配分する案となっております。受け手としましては、今年の第1回公募で借受けを希望された方です。市がこの配分計画案を作成するに当たり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聞くものとされており、つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様には計画案の受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営むものかどうか御意見を伺うものです。なお、受け手の権利の設定につきましては、この総会后、10月に推進機構が農用地利用配分計画を決定し、県知事の認可、公告を経て設定される予定です。以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま配分計画案ということで説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

計画案じゃないんですけど、ここに賃借料が何個かありますよね、そこから辺はどんなふうになっているんですか。書いていないところはどんな…、貸さないとか。

事務局 議案書の真ん中ら辺に、ちょっと小さいですが、権利種別と書いてあって、賃貸借とか使用貸借と書いてあります。使用貸借は無料の貸し借りです。使用貸借は無料の貸し借りです。使用貸借は無料の貸し借りです。多分御覧になっているところが使用貸借となっていればそれで問題ないです。賃貸借じゃなくて、書いていないというわけじゃないです。使用貸借の部分は賃料がないですよということで賃料の欄は空欄になっております。

議長 ほかに何か。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決に移ります。  
配分計画に同意される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の96ページをお願いいたします。

議案第273号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。こちらは所有権移転の決定についての御審議でございます。

なお、こちら案件の1番につきましては、御親族の方の申請になってきますので、農業委員会に関する法律の第31条の議事参与の制限に係ってきますので、提案する前に関係委員の御退席が必要となります。よろしくをお願いいたします。

(退席)

議長 それでは、受付番号1番から説明いたします。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

事務局 ただいま1番につきまして説明がありました。  
これにつきまして質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

(着 席)

事務局

続きまして、2番、3番、4番、続けて提案させていただきます。

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号3番でございます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

最後、受付番号4番です。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上でございます、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。

2番、3番、4番につきまして、利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の98ページをお願いいたします。

議案第274号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の買入れ協議に係る要請について」御審議をお願いいたします。

内容につきましては、事務局のほうでちょっと説明をさせていただきます。

こちら、農用地の買入れ協議ということで、昨年11月の総会の案件で1件あったとですけれども、こちら内容につきましては、今回、4筆の農地につきましてはの合計1万273平米のあっせんの申入れがあったわけでございますが、こちらにつきましては、相手方が見つからないという状況でございます。こちらにつきましては、このまとまりのある農地は認定農業者への農地を集積するのが適当であるという考えがありますので、今回、推進機構が一旦買入れることが必要であると思われまして、推進機構が買入れしますと相手方を探す協議を始めなければならないということで、今回、糸島市長に対しまして、この4筆について、所有者と機構で協議する旨の通知を行う要請をしてよいかというのが議案内容でございます。

簡潔に申し上げますと、今回、この4筆の農地が1万平米を超えているわけでございますので、通常の推進機構売買ということであれば800万円の控除が上限でございますけれども、今回、どう考えてもこの金額を超えるものであるという部分が考えられます。また、こういう機構の買入れ協議をすることによって売買もスムーズにいくと、かつ受け手が認定農業者で調整してくれという内容を市長に対して、議案として意見を求めた、議案が通りますと、市長に対して双方に協議をするようにということを要請するというものが議案の内容でございます。

最終的には、買入れ協議が調いますと、先ほどの議案の273号にありますような所有権移転につながってくるわけでございますが、まずは双方での所有者と機構との協議、かつ機構が税務上の協議を進めるようなことが先でございますので、それに対して、市長に対して要請してくれという申出するものでございます。以上でございます。

議 長

ただいま説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

あっせんでしたときのこれの税控除って幾らなんですか。

議 長

事務局。

事務局

買入れ協議をした場合、1,500万までが上限になります。一般の場合ですと800万円が機構売買、農業委員さんのあっせんもそうですが、800万から買入れ協議をすると1,500万まで上がってくるようになります。

議 長

ほかに何か。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。  
所有者と機構で協議する旨に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
全ての協議が終了しました。

議 長

ほかに何かありますか。事務局。

事務局

議案審議ありがとうございました。  
議案書の100ページからでございますが、すみません、こちらあっせんのてんまつということで、今回1番目の議案で審議いただいた分のてんまつのを載せております。  
101ページから104ページにつきましては、営農計画ヒアリング関係の資料を載せております。  
105ページにつきましては、8月に行いました経営改善計画の認定者一覧ということで、新規に、8月の総会に諮った方と更新の部分が終わった方について資料提供をいただいておりますので、御一読いただければと思っております。  
では、議案書の1ページに戻っていただきまして、こちら、今後の予定ということで説明させていただきます。

**【資料に基づき説明】**

今後の日程については以上でございます。

議 長

次。

事務局

すみません、(5)のその他でございます。

御報告等がございまして、まず1件目なんですけど、7月9日の総会で、農地法第18条の許可申請、賃借権の審議をさせていただいたと思います。第2調査部会のほうが面談をさせていただいた分で、こちら、総会のほうとしては許可相当だという意見を送った後、県のほうでも同じような面談をしております。その中で、やはり貸借人のほうからもう解約したいんだと、無条件でしたいんだという部分もございまして、合意解約が調いました。日付については8月12日付で合意解約が調ったということで、合意解約書のほううちのほうにいただいております。県のほうも同日付で18条の取下げ書という部分をいただいておりますので、今回も御審議に関わるものでございましたので、ちょっと口頭ではございますが、18条の許可申請につきましては合意解約に至ったということで取下げになった状況ですということで御報告いたします。

続きまして、机のほうにこういう表を配っております。農地の賃借料や売買価格の調整を行う場合は、10アール当たりを使うようにしましょうという紙で送っております、大変申し訳ございません、これで、ちょっとこちらの注意喚起といいますか、こういうふうにしませんかということで書いております。よく農家さんとかも使うのが、一畝とか1反、1町歩とかいう形で、親しみやすいというか、農業者の方には伝わりやすいなじみがある言葉ではあるんですけども、実際、尺貫法という部分での畝とか、反とか、坪とか、坪というのもございますけど、こちらに表が書いてあるとおりの内容で、メートル法ということで平米当たりを使う部分に換算していきますと、尺貫法とメートル法と書いてありますが、若干面積が異なってきます。こちら上から3段目でいきますと、一畝というのが99.17平米ぐらいでということになるんですけども、実際は100平米ですとアールなんですけれども、コンマ幾つか面積が違ってきますし、単位が上がってきますと1反イコール1,000平米という認識といたしますか、慣用語といたしますか、1反といえば、農家さんからいえば1,000平米のことねということなんですけれども、実際は991.736平米だということで、こちらやはり8.7平米から狂ってくるということになってくるんですね。単位が上がってくると、また上がってくるということでございます。

今回、ちょっとこの分使いましようということで、実際、1反当たり幾らでという価格交渉をしたところ、進めた側については1反イコール1,000平米、いわゆる10アール当たりねという認識の下だったんですけ

れども、受け取った側につきましては素人さんといいますか、1反って何やろうかと、よくよくネットとかで調べたら991.736たいねというところで面積割をしたというところで食い違いが起こっております。こういう形で例題にも書いておりますとおり、1反という計算の仕方をする、約2万ほど開きがあるという例題も書いておりますとおり、やはり受け取る側としては読み難いといいますか、本当に知らなくて、単位やけんこの面積とかネットで調べたら991.736というのが出てきますので、こちらのほうで考える傾向にあると思いますので、極力10アールということを使いましょうということで、この一覧表のほうを載せておりますので、今後、御検討いただければと思いますし、1反云々ということで、もうどこかの段階で、1反と言いましたけど、10アールのことでした、1,000平米のことで話しておりますよという部分をどこかで入れれば誤解がなく進むだろうと思うんですけども、極力反というよりは平米とか、10アールとかいうのを使ってはどうでしょうかという表を配付させていただいております。

この件につきましては、価格調整とかに携わる推進委員さんのほうにも関係がありますので、できましたら次の最適化推進会議のほうにも同じ内容で、ちょっと訂正はかけますけれども、配りたいと考えております。

以上、その他2件でございます。

議長

なるべく誤解が生じないような仕方をお願いしたいと思います。

事務局

すみません、それでは最後までありがとうございました。  
閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

本日は12名の参加ということになりましたが、皆さん、本当に慎重に審議をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第31回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

令和3年9月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

1 1 番 磯 部 絹 代

1 2 番 宗 孝 幸